

令和6年第8回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和 6年 8月 7日  
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和6年8月7日 午後3時00分  
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和6年8月7日 午後4時05分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、  
萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、澤田隆茂、  
大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

天本京子、萩尾利光

4 議事に参与したもの

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	15号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	16号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
議案第	16号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	17号	農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	18号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	19号	非農地証明願について

農政

議案第	8号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について
議案第	9号	農業振興地域計画の変更に関する意見照会について

## 令和6年第8回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：それでは、始めていきたいと思います。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第8回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、2番委員の砥綿委員さん、6番委員の田川委員さん、よろしくお願いいたします。

では、本日の議事に従って審議をよろしくお願いいたします。

では、早速1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第15号、議案書のとおり農地の権利移動届出が7件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外6筆。地目、地積に関しましては、田1万719平米、畑が39平米、合計1万758平米でございます。届出の事由としましては相続。備考欄にありますように、あっせんにつきましては、なしということになっています。

続いて番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外15筆。地目、地積に関しましては、田2万3,589平米、畑3,466平米、合計が2万7,055平米でございます。届出の事由としましては相続。備考欄にもありますように、あっせん希望につきましては、なしとなっております。

続けて番号3、届出者、大阪市北区□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑208平米、合計が208平米でございます。届出の事由は相続。備考欄にありますように、あっせん希望につきましては、なしでございます。

番号4、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外5筆。地目、地積に関しましては、畑2,223平米、合計2,223平米でございます。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございました。

続けて番号5、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、他5筆。地目、地積に関しましては、田8,404平米、合計が8,404平米でございます。届出の事由は相続。あっせん希望は、なしでございます。

2ページをお開きください。

番号6、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示は、□□、他4筆。地目、地積に関しま

しては、田2,882平米、合計が2,882平米でございます。届出の事由は相続。あっせん希望は、なしでございます。

最後です。番号7、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、他5筆。地目、地積に関しましては、田7,691.57平米、合計7,691.57平米。届出の事由は相続。あっせんの希望は、なしでございました。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは、3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第16号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市東区□□、□□。届出地の表示は、□□、他1筆。地目、地積に関しましては、田143平米、仮換地が109平米、合計143平米でございます。届出内容は、転用目的が戸建て住宅。契約内容は売買。構造規模は木造2階建て。工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和6年6月27日。備考欄にもありますように、土地区画整理事業地内の農地でございました。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第16号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります6番委員、□□委員さん、説明方、よろしくお願いたします。

○委員：番号1、譲受人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、地積、田1,552平米、合計1,552平米。異動の内容は売買であります。

こちらの□□さんは、5ページを開いてください。ゆめタウンから針摺の信号を右に曲がった

ところの土地であります。次の6ページに、話題の土地の地籍が書いてありますが、□□に□□さんの住んでいる自宅があります。すぐその下が売買の土地になっております。この□□さんは、□□で「□□」というレストランを経営されていて、長男御夫婦が今そちらのほうでレストランの手伝いとかをされています。この買い付けた土地は、そちらのレストランのほうで使用されるために土地の売買をされたと聞いております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：譲受人の耕作面積のところ为空欄になっておりましたけれども、こちらは2,116平米あります。ほかに、貸付地として1万4,517平米、1町5反弱持っております。

補足説明は以上で終わります。

○委員：これは、申請地の表示として……。

○議長：ちょっと待ってください。

では、本件に関する質疑意見のある方、お願いします。どうぞ。

○委員：この字図を見ますと、□□となっておりますけど、□□というのはどのようになるんですか。

○事務局：□□と□□の2筆で出ております。「他1筆」と書いています。

○委員：なら、ほか1筆で合計で2筆ね。

○事務局：そうです。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：質疑等、ほかにございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、7ページをお開けください。

議案第17号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、私のほうから説明をさせていただきます。

申請者、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、他1筆。地積、田の339平米、合計339平米。転用目的、駐車場。構造規模、砂利敷き。工事期間、令和6年10月30日まで。農地の区分は

第一種になっております。資金の内訳は自己100%。それから、開発許可等は不要です。用排水処理は、承諾書添付であります。都市計画等については、区域外になっております。

次のページの地図を見てください。この□□さんという方は、□□の移動販売を全国を股にかけてされておまして、自宅のほうでも店を開くと。以前開いてあったんですが、いつか辞めてあってまたされるということで、大型バスをお持ちなので、そのバスを止める場所を含めて駐車場に使いたいということです。その次のページに図面が載っておりますが、茶色で色を塗ってありますところの上側、□□が自宅です。ここで商売をされるということで、以前もされていたところをより改造してあるみたいです。そういった形で、駐車場としてバスと共にお客さん用の駐車場として使いたいということでございます。

以上です。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：昨日、福岡農林のほうの現地調査がありましたけれども、ここの農地区分が第一種ということですので、その辺の例外規定のところを今から詰めるようにしております。

以上です。

○議長：一種ではありますが、周りは集落の中に入り込んでおります。すみません、位置図を見ていただきますと……。

○副会長：8ページですね。

○議長：字図の場所がしてありますが、斜めに上がっているのが国道旧200号線です。200号線から右下の部分が農用地区域です。それ以外は、一種には入っていますが、農用地区域には入っていないという地域になっています。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、10ページをお開けください。

議案第18号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります9番委員、□□委員さん、説明方、よろしく申し上げます。

○委員：第18号、譲受人、住所、氏名、久留米市□□、□□、□□さん。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□さん。申請地の表示、□□。田の301平米。申請内容は、無蓋駐車場。売買。構造は砂利敷きです。工事期間は令和6年10月15日から12月31日までです。農地の区分は第二種。資金の内訳は自己100%。開発許可は不要。用排水処理、該当なし。都市計画区域としては、市街化調整区域となっております。

この件につきましては、字図が裏面にあります。□□交差点の横に□□というのがあるんです。ここの交差点の向こう側のちょうど角地に□□があって、その道路の反対側はガソリンスタンドだったんですけども、今現在、もう更地になっております。その反対側のほうは□□、その横のちょっと奥に行ったところに□□があります。□□の横については、去年の12月に農地転用が売買関係で出ております。それに足して、この三角地、長ひよろいのは去年で、今回この三角地の301平米を売買するというので、駐車場ということで上がっております。だから、今度は、□□の大きな建物のほうは、構築物はまだありませんけれども、無蓋駐車場ということで一応追加して今回上がっております。

以上です。

○議長：ちょっと若干お願いします。

○事務局：補足を含めてお話しします。

まず1点目が、11ページの位置図を開いていただけますでしょうか。ちょうど中ほどにある「□□交差点」の「尾」の字が間違っていますので、訂正方お願いします。おわびして訂正ということできさせていただきたいと思います。

続いて、こちらの案件ですけれども、今、委員さんから話がありましたように、1月の委員会で焼肉の店舗と駐車場の転用申請が上がっていました。今回は、職員さん向けの駐車場用地として申請が上がっています。一応駐車台数としては12台ということで聞いております。

以上でございます。

○議長：それと、1枚目の一覧表のほう、駐車場のところに「無蓋」——屋根なしと書いていただいておりますが、これは申請もそういうふうになってきたからそのまま書いていただいたんですが、転用の関係ではもう「駐車場」という形に統一しようかと思っております。「無蓋」と今回はつけておりますけど、今後外すような形になるかと思っておりますので、よろしくお願いします。屋根つきであれ、なしであれ、そういう形を取らせていただきます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のな

いはは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、13ページをお開けください。

議案第19号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

内容を私のほうから説明をさせていただきます。

申請人の住所、氏名、三井郡大刀洗町□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆。地積、田の115平米です。当該地は現在、山の状態で、雑木が生えたりカヤ等が生えているような状況になっています。そして、山林としてなっているような状況と、もう一つは、この土地の上側が以前の災害で土砂崩れを起こした場所になっております。

地図をちょっと見ていただきたいと思います。地図を見ていただきますと、トンネルをくぐって左側が吉木側ですね。そのトンネルに入る手前のゴルフ場入り□□の手前から右の奥のほうに入っていきますと、以前出てきました□□鉄筋さんが入り□□のところに転用されて今、仕事をやられています。その奥のほうに自動車の修理工場みたいなのが若干あるんですが、その向かい側の——字図で見ていただきますと、次のページをちょっと見てください。色を塗っておりますが、その色を塗っている上に□□というのが左のほうに縦長くあると思います。左の上に向かって。この部分と関連した部分が土砂崩れを起こして、現状、ここに道と水路とございますが、もう作れないような状態ということです。現在もう山林というか、草が生い茂った形になっておりますし、このまま非農地としてお願いしたいということでございますので、よろしくをお願いいたします。

事務局のほうから補足がございましたら、お願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。よろしいですか。山のほうに入り込んだところで、どうしようもないというか、そういう状況も確かにございます。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

16ページをお開けください。

農政議案に移ります。

議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者より説明をよろしくお願ひします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明とさせていただきます。

番号6-08-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、2,833㎡。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、野菜。開始の時期、令和6年11月11日。終了の時期、令和16年11月10日。期間、10年。備考、更新。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計につきましては、まず件数が更新4件、新規1件の計5件。筆数としましては、更新8筆、新規3筆、合計11筆。面積の合計は2万5,571平米となっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長：それでは、本件に対して御意見等のある方はお願ひいたします。

○委員：1番の□□さんと□□さんは同じ住所です。親子ですか、それとも夫婦ですか。

○議長：親子です。

○委員：使用貸借も正式に契約を結ぶという形ですか。

○議長：実はこの方が、以前、人・農地プランで、補助事業で新規就農の助成金をもらわれているんですよね。その関係がありまして、続けていかなければいけないという中で、条件の中に将来は親の土地を譲り受けるという形もありまして、こういう使用貸借という形でされております。だから、ここを出てきたんだと思います。

○委員：補助金の絡みで使用貸借という、正式に契約を結んでおかないといけないということですか。

○議長：年間150万円の、この方の場合はたしか5年間だったと。

○委員：そういう絡みで。

○議長：絡みもあって、現在野菜も作られております。

○委員：普通であれば、基本的に使用貸借はしないですよ、家族内だからですね。

○議長：そうです。将来的には、基本は譲渡でも構わないし、とにかく土地の所有権を変えなさいというのはあります。当面、まだそこまでいってないというか。

○委員：将来的にでしょう。現状は使用貸借だから変えないままで。

○議長：もう早い時期に変えなさいと。

○委員：はい、分かりました。

○議長：例の新規就農支援助成金ですか、その関連でやられております。だから、人・農地プランをここはつくっていただいております。

○委員：はい、分かりました。

○議長：それでは、ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり可決することいたします。

それでは、その先のページをお開けください。18ページです。19ページも開けてもらっていいです。

議案第9号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会の件を議題といたします。

農政担当者より、説明をよろしくをお願いいたします。

○農政担当：皆さん、お疲れさまです。私は、農政課農政担当で農用地の除外の担当をしております□と申します。よろしくをお願いいたします。

議案書にありますように、農用地利用計画変更、いわゆる農用地の除外の件につきまして1件の申出がっております。手続を進める上で、農業委員会への意見照会が必要となるため、今回諮らせていただくものです。よろしくをお願いいたします。

それでは、事前に配付しております資料を使いまして御説明いたします。

まず、理由といたしましては、□□の建設のためです。

理由書をめくっていただきまして、様式第1号の2、計画変更の内容について補足説明を行います。

対象となっている土地は、筑紫野市□□、他8筆となっております。9筆全部合わせて1万3,766平米が対象となっております。

次のページをめくっていただきますと、□□の農用地の中で色がついている部分が今回の対象の土地となっております。

次のページをおめくりください。こちらが事業計画の概要となっております。

概要としましては、申出者は現在、太宰府市□□に□□を所有しております。設立から50年以上が経過し、施設が老朽化していることや、生産性向上の設備強化のために施設の建て替えを計画しているものであります。土地の選定においても十分に検討を行った上での計画として申出が

行われております。

全体の事業面積につきましては、筑前町から筑紫野市にかけての8万7,472平米となっており、そのうち筑紫野市の農用地が1万3,766平米で、今回の除外対象地となっております。

次のページをおめくりください。計画変更における検討事項についてと記載した資料を御覧ください。

こちらに農用地除外の六つの要件を満たしているかを検討した内容について記載しております。資料としまして、箇所図、位置図、合成字図、現況図、土地利用計画図、計画平面図、計画断面図、（所有者・耕作者）営農状況、道水路配置図を添付して判断を行っております。

では、それぞれの各号の検討内容について御説明いたします。

1号要件につきましては、規模、代替地、関係法令の許可見込みなどの検討を行っております。資料としましては、合成字図、土地利用計画図、計画平面図、計画断面図を添付しております。

申出の必要性については、施設の老朽化に伴う施設整備計画であり、土地の選定も含めて十分な検討を行っていることから、不要不急の申出はないと判断しております。

整備を行う施設の規模については、類似施設との比較検討の結果、過剰な計画となっていないことから、妥当であると判断しております。

土地の選定については、申出者が施設整備可能な所有地を保有していないことから、今回の対象地を含めた三つの候補地から比較検討を行っております。交通アクセス、土地整備、周辺環境への影響等について検討を行った結果、今回の申出地が妥当であると判断しております。

他法令の許可見込みにつきましては、開発等に必要の関係機関との協議が整っていることから、許可見込みがあると判断しております。

以上の検討結果から、1号要件は満たしていると判断します。

次に、2号要件につきましては、地域計画との整合性が取れているかということですが、□□地区においては現在まだ地域計画の策定が終わっておりませんので、本計画については支障が生じないことにより、2号要件を満たしていると判断しています。

次に、3号要件につきましては、変更に伴い隣接する農用地の効率的、総合的な利用への影響について検討を行っています。資料として現況図を添付しております。

申出の対象地は、宝満川を挟んで筑前町側に位置する農地であるため、筑紫野市側への連続性がない場所となっております。農用地の集団化や効率的な利用については、筑前町側に広がりのある農地ではありますが、交通量の多い道路を挟んでいますので、農業用機械の往来が容易ではなく、効率的な利用が難しい農地であると判断しております。また、周辺の農地と比較して低い土地となっておりますので、水害の影響を受けやすく、優良農地には当たらないと判断しております。

以上の検討結果から、3号要件を満たしていると判断しています。

次に、4号要件につきまして、農業経営者の農用地の利用集積への影響を検討しております。資料として、（所有者・耕作者）営農状況を添付しております。

現在、認定農業者である□□が経営している農地となっておりますので、経営改善計画への影響について検討を行った結果、経営改善計画への影響が少なく、また、申出者が□□に代替地のあつせんも行う予定であることから、支障を及ぼすおそれがないものとして、4号要件も満たしていると判断しています。

次に、5号要件につきましては、土地の保全または利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないかを検討しています。資料として、道水路配置図を添付しております。

申出地については、用水路の流末部分に位置していることから、土地の保全または利用上必要な施設等への影響等の支障が生じるおそれがないことから、5号要件を満たしていると判断しています。

6号要件につきましては、土地改良事業の対象である場合の基準について検討を行うことになっていますが、申出地は土地改良事業の受益地に含まれていないことから、6号要件を満たしていると判断しております。

以上の検討結果により、農用地利用計画変更の要件を全て満たしていることから、本申出については妥当であると農政課では判断しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。一応要件は今1号から6号までありまして、全部大体満たせるという考え方です。

そういった中で、これより皆さんの中から御意見等がある方はお願いいたします。

話は前にある程度聞いてあったと思いますが、筑紫野市にかかる分は、地図上で見ていただくとごく一部であるというのが現状です。ごく一部と言いながら、1ヘクタールぐらいございますけれども。地図の後ろのほうのものが見やすいと。とにかく県道53号線、小郡インターのほうへ向かった道路と宝満川に挟まれた完全に隔離された場所全部ということになっております。

久しぶりにこういうのを見られると思いますので、全部図面等を見ておいてください。何かお気づきの点があったらお願いします。

○委員：これは、筑前町さんと筑紫野市が絡んでいるので、筑前町さんとも協議しながら、もちろん県もあるんでしょうけど、そういう形ですか。事業というか、開発は。

○農政担当：見てのとおり、大部分が筑前町のほうにかかっておりますので、開発許可申請につきましては筑前町のほうで行うようになっておりますけれども、土地の整備としては、一部、西小田の農用地がかかっておりますので、このような形で農用地除外を、今、筑前町さんも手続を

進めておりますし、同じく筑紫野市でもこのように手続を進めているところです。

○委員：だから、申請自体は共同でされるということですか。それとも別々にされるんですか。

○議長：筑前町ですと言ったんでしょう。

○農政担当：申請自体は筑前町が主体となって行います。

○議長：農業振興地域整備計画は市町村ごとにつくっておりますもので、そこそこで審議していくような形になります。

○委員：分かりました。

○副会長：□□ということですけど、20ページに太宰府市□□とあるじゃないですか。この法人名の「□□」のキョウは、協力の「協」じゃないんですか。ちょっとよく分からないけど、今、これになっているんですか。□□はあれじゃなかったかな。

○事務局：ちょっとお待ちください。

○副会長：これは筑紫野市がつくっておられるあれなので。

○事務局：申し訳ございません。協力の「協」で。

○副会長：そうですね。だから、これに関するのがもう1件、同じように25ページ、計画変更における検討課題についての転用事業者も間違っていますね。

そこを注意してもらいたいのが一つと、ここの場所が、もう50年以上建っていた中で特に問題だったのは、住宅と隣接をしていたと。住民から特に臭いとかの苦情が物すごかったんですけど、この6号の要件の中にはそういう臭いとかいうのが入ってきてないけど、そういうのは……。やっぱり農地とは関係ない中に、環境衛生と言ったらいけないけど、その部分の中で加味する視点というか、そういうのはあるのかなというところが。ずっと見ていたけど、それに関係することが一つも書いていないのでですね。

だから、6号まではもう農用地に関することなので一切関係ないことだと思うけど、住民側からそういう意見が□□のときには結構多くあったので、何かそこに触れておかなくてもいいのかなと、私の個人的な部分と農業委員としての意見として御提言しておきたいなと思っています。

以上です。

○事務局：分かりました。

○推進委員：それに付け加えて、私も話を聞いたところ、牛とか殺すときに、機械で殺すのか、昔はこう何かやっていたらしいんですけど、失敗して牛が鳴き放しとかいうところもあったらしいんですよ。そういう話も聞いたんですけど、今後、□□で田舎のほうでということで処理されたら困るんですが、その横にも□□とかいろいろありますので、例えば昼間の仕事ならいいけど、昼間でも静かなところだから余計にそういうふうな鳴き声とかが聞こえたらどんなふうになるのかなと、私もちょっと心配なんですけど。例えば、自分の家の近くにこういう□□があれ

ば、私個人としては反対したいなと思うんですけど、どんなふうでしょう。そんなことは心配しなくていいですか。余計なことですかね。昔の□□というか。

○議長：御意見としてつける、そういう形にするしかございませんので。農業委員会として意見するという形でございます、最終は農政課のほうの対応ということで。

○推進委員：分かりました。

○推進委員：八女のほうに一回行ったんですよ。八女のほうが駄目だから、もうこっちのほうに場所を替わられたという。向こうの反対があつて。

○推進委員：反対されたんでしょうね。何か縁があるなら……。農業出身の方は、やっぱり牛とかは。

○委員：今言われた委員さんの意見は、はっきり言って環境アセスメントとって、昔から騒音の公害、臭いの公害、大気汚染、やれ何々と1980年代から言われているんですよ。しかし、環境アセスメントがあつたにもかかわらず、今の日本、世界になっているんですよ。今、また新たに持続可能なSDGsとか、17項目を達成するか、そういったことまで含めて、今、委員さんが言われたのはほんの一例であつて、今現在の本質はSDGsに全世界が向かっていますので、今後、過去あつた公害が出ないようにきちんとやってほしいということで要求したいと思います。

それと、あと一番大事なのは3番目の給水計画。これは公共上水道を使って、地下くみ上げの水も使って、どこに流すんですか。□□川ですか。

○農政担当：計画では、□□の土地が水の貯留池に……。

○委員：では、公共下水道は筑紫野市のを使うんですか。

○農政担当：いや、貯留池を通じて□□川へ放流するんですけども、下水に関しましては……。

○委員：それはいいとして、時間が要りますので、今から調べられていきますが、3番の給水計画。公共上水道を使って、しかも地下の水をくみ上げると。その水を一緒にどこに流すのか、宝満川に流すのか。今PFASとって、いろんな水源地からの問題が出ていますので、どっちに原因があるのかと、諫早の干潟の問題みたいに、どっちがいいどっちが悪い、どっちが閉めたからこっちが悪い、どっちの水をくみ上げたからこうなつたとか、そういったのが出ないようにお願いします。特に水質についてはね、これは食べ物ですからね。

以上、それだけです。

○議長：一応地元のほうにも、□□を含めた地域にも、説明はこの□□のほうからあつているようでございます。お話を聞いたところでは、地元としては賛成していかざるを得ないという言い方をされておりました。ただ、水の問題とかそういったところはあるというのは言われておりましたので、今後まだ説明がきちんとあるはずだからというお話でございましたので、申し訳ございません。

うちのほうとしては、除外することに対しての、今言われました環境アセスメントの関連を含めた内容も、市のほうとして、検討の内容の中にちょっと文章を上げてもらうぐらいならできないことはなかろうという。してもらっておけば、我々としても安心して外されてもいいのかなという考え方ができるのかもしれない。

ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、この内容で進めたいと思いますので、これより採決を採らせていただきます。

本件について、御意見が出された分を農政課のほうで酌んでいただいて、検討していただきながら出していただくことに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。では、一応、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。ありがとうございました。

ただいまの件で定例会の議事は全て終わりましたので、以上をもちまして令和6年第8回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。